

令和 8 年 9 月 17 日

自治大学校長  
加藤 主税

## 自治大学校で発生した水質基準超過問題について（報告）

標記の件について、自治大学校において、以下のような事態が生じておりました。

皆様にご不安を抱かせてしまったこと、地方公務員の皆様に高度な研修を実施する役割を担う機関として、一時的であれ、適切な研修環境を提供することができなかったことを大変申し訳なく思います。

概要は以下のとおりであり、現在では水質の再検査では基準を下回りましたが、引き続き、対策を講じていく所存です。

今後の研修につきましては、予定どおり開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 概要

- 11 日の金曜日、本校内の簡易専用水道（都の公営水道から取水の上、いったんタンクに貯めた上で、校内各所に配水）に係る定期の水質検査の速報値の報告が管理会社よりあり、水質基準を超える物質の含有（シアン化物イオン・塩化シアンが基準の 1.9 倍）が認められたという結果の連絡あり。直ちに、関係機関と相談の結果、安全面を重視し、生活用水としての使用を控えるべきとの指示あり。
- 生活用水の使用ができなくなると、本校の寮においては、入浴・シャワー・洗面などもできないことになり、生活の場としての機能が果たせなくなるため、寮の提供責任を果たせないことから、やむなく入寮中の研修生はすべて退寮、地元へ帰宅いただく旨、決定。14 日（月）は終日休講とし、14 日までに退寮を求める旨、研修生に対する説明会を開催。
- 今週 18 日卒業予定の第 1 部課程第 146 期及び来週 25 日卒業予定の第 1 部・第 2 部特別課程第 51 期の研修生も退寮対象に含まれ、これらの課程については、第 1 部課程は今週まで、第 1 部・第 2 部特別課程は来週までの研修日

程であったため、再上京・再入寮を求めることはせず、講義及び卒業式はオンラインによる開催と決定。

○第2部課程第212期及び税務専門課程会計コース第44期研修生においても、15日（火）～18日（金）はオンライン対応を基本にして講義を行うこととし、実施中。

○15日（火）、水質の再検査結果が判明。基準値の10分の1未満の範囲に収まり、基準は充たしたとの結果。

可能性として考えられる原因は挙げられるものの、現段階では原因の特定には至っていない（事業者からは、民間事業所に係る過去の事案では、最後まで原因特定に至らないこともままあると説明を受けているところ。）。関係機関に報告し、水道水を通常どおり使用して問題ないとの回答を得る。

○水道水が使用可能となったことにより、研修期間が残っている第2部課程第212期及び税務専門課程会計コース第44期研修生については、各研修生の意向を前提に、16日（水）夕刻より、随時の再入寮を開始。

## 2. 可能性として考えられる原因

- ・採水日が休講期間（8月8日～16日）明けの8月19日（水）であったことから、水道管末端の滞留水で検査したことにより何らかの化学変化が起き、シアン化合物が検出された可能性がある。

（過去の民間企業の事案では、基準値を超えるシアン化合物の検出について、塩素の注入量が不十分であったことが原因である可能性が指摘されている。）

- ・検査業者の採水時の消毒剤と反応して生成された可能性がある。

## 3. 2を踏まえて講じる対策

- ・給水系統の経路を考慮し、採水箇所を増やし、継続的な水質検査を実施。
- ・末端においても塩素濃度を十分に確保するため、定期的に放水を行い浄水が循環するよう努める。
- ・採水時の水質検査方法の管理の徹底。
- ・簡易専用水道として設置している受水槽及び高架水槽について、定期清掃の頻度の見直し。

改めまして、関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。

当校においては、引き続き、適切な研修環境を提供できることを第一に、水質検査において再び異常値が生じないように、厳格な管理による再発防止策を進め、信頼回復に努めてまいる所存です。

今後とも、当校の研修運営について、御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

**【担当】**

講義課程に関すること

総務省自治大学校教務部

電 話：042-540-4502（教務部直通）

メール：jitidai-kyoumu@soumu.go.jp

寄宿舍生活に関すること

総務省自治大学校庶務課

電 話：042-540-4501（庶務課直通）

メール：jitidai-shomu@soumu.go.jp